

「花粉の少ない森林への転換促進事業」(令和7年4月1日更新版)

I 複数年度にわたる活用 (Q&A)

問1 R5 補正事業により森林経営計画を作成した森林は、R6 補正事業の「植替促進費」(最大 35 万円/ha) の対象になるか。

(答)

- 1 R5 補正事業により森林経営計画を作成・変更した森林であっても、R6 補正事業の活用により当該森林の伐採・植替えが進むため、本事業の目的が達成されることとなります。
- 2 このため、「植替促進費」の対象は、R6 補正事業により作成・変更した森林経営計画のみならず、R5 補正事業により作成・変更した森林経営計画で「植替活動金」を支援した森林が対象となります。
- 3 なお、「植替促進費」の要件としては、「花粉の少ない苗木等による植替えの対象となる森林において、新たに森林経営計画を作成・変更すること」等のみで、対象期間(年度またぎなど)に関する要件は、これまでも課してはいません。

問2 過去に「花粉の少ない森林への転換促進事業」により森林経営計画を作成した森林であれば、全て「植替促進費」の対象になるのか。(本事業で作成した森林経営計画であれば、何年も前のものでもよいのか。)

(答)

- 1 過去(令和5年度補正以降)に本事業で作成した森林経営計画で「植替活動金」を支援した森林のうち、森林経営計画の有効期間内(最大5年間)であれば、「植替促進費」の対象となります。
- 2 事務局(日本林業技術協会(以下「日林協」という。))に申請する際には、申請対象森林が過去(令和5年度補正以降)に本事業により森林経営計画を作成したことが分かるよう、関係書類の整備が必要であることに留意を願います。
- 3 また、事業実行段階においては、森林経営計画の有効期間中に「花粉の少ない苗木等による植替え」が完了する必要があることについても留意を願います。

問3 R6補正で森林経営計画を作成・変更した森林は、R8年度以降に「植替促進費」の対象となるか。

(答)

- 1 本事業は、単年度予算であるため、「植替促進費」の活用がある場合は、R7年度中（R6補正事業期間中）に対応をお願いします。
- 2 本事業が来年度も継続するかについては、現段階で予断を持って回答することはできません。

問4 これまでの説明では、本事業は単年度事業であることから、「植替活動金」及び「植替促進費」は同一年度でなければならないとの解釈であったが、運用が変わったのか。

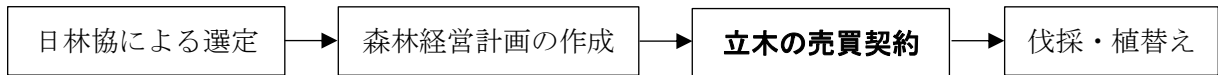
(答)

- 1 「花粉の少ない森林への転換促進事業」は、R5補正事業により初めて措置された事業であり、①過年度の事業実績がないこと、②次年度の予算については予断を持って判断することができないことから、R6年度中の実行のみを対象とした運用方法として伝えていたところであり、これまでの解釈とも変更はありません。

II 立木買い (Q&A)

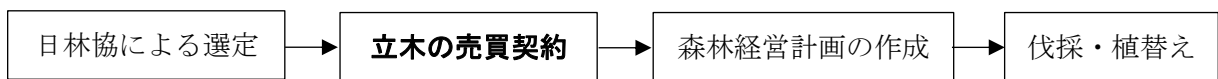
【立木買いの運用】

(1) 従来の手順

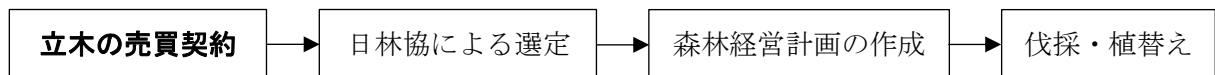


(2) これまで運用が定まっていなかった手順について整理

① 日林協による事業参加者の選定後における運用



② 日林協による事業参加者の選定前における運用



※・Q&Aは、(2) ②の手順を前提に作成しました。

- ・(2) ②の手順の場合、立木売買契約において、林業経営体が森林所有者に対し、本事業の活用に係る同意を日林協による事業選定前に行うこととなります。林業経営体にとっては、補助金の裏付けがない状態での交渉となるため、林業経営体はリスクを十分に認識し、適切な情報提供と説明を行うことが求められることに留意してください。

問1 森林組合や素材生産事業者が立木買いをする場合について、本事業の対象となるのか。

(答)

- 1 条件が悪く伐採されない森林が、本事業の活用により、伐採及び花粉の少ない苗木等への植替えが促進されるのであれば、その手段が、素材生産事業者や森林組合による立木買いであっても本事業の対象となります。
- 2 立木買いは、通常、事業活動として成立する（＝利益が出る）と見込んで林業経営体等が森林所有者と売買契約を締結するものであり、そのような場合は、本事業を活用しなくても伐採・植替えが促進されることから、本事業の活用は馴染まないと考えます。
- 3 このため、林業経営体等が立木買いを行う場合について本事業の対象は、林業経営体等が「植替促進費」の活用を前提に立木の売買契約を締結する又は締結した森林に限ることに留意を願います。

問2 本事業の対象となる立木の売買契約日はいつからか。

(答)

- 1 日林協の交付決定日（令和6年3月1日）以降、かつ、今回示した「立木買い（Q&A）」に記載された趣旨を理解し手続きを行っている場合に限り、本事業の対象となります。

問3 本事業の対象となる立木の売買契約の判断基準いかん。

(答)

- 1 本事業の対象とするか否かは、立木の売買契約を締結するに当たって、林業経営体等から森林所有者に対する本事業の活用を前提とした働きかけにより、森林経営計画の伐採・造林計画の作成と花粉の少ない苗木等への植替えについての同意が得られたこと（「植替促進費」がなければ、立木の売買契約の締結や森林経営計画の作成ができなかったこと）で判断します。
- 2 ただし、予算の範囲内での対応となるため、森林所有者と事前同意していたとしても必ずしも希望額が交付されるとは限らないことに留意してください。

問4 本事業は林業経営体等による所有者への働きかけをもって主伐が計画された（主伐を含む森林経営計画を作成した）対価として「植替活動金」を支払うこととなっているが、所有者による立木の売買契約の締結は所有者自らが主伐を計画したとみなせることから、当該契約の対象森林を「植替活動金」の支援対象にすることは、既に主伐計画がある森林に対する支援、ということにならないか。

（答）

- 1 立木の売買契約が締結済みの森林における本事業の対象は、林業経営体等が「植替促進費」の活用を前提に当該契約を締結した森林に限っています。
- 2 契約を締結済みの森林であっても、林業経営体等が「植替促進費」の活用を前提に契約を締結したならば、林業経営体等は、契約の締結に当たり、「植替促進費」の交付や本事業の要件（森林経営計画による伐採・造林計画の作成と花粉の少ない苗木等への植替え）を所有者に説明したことで契約の締結に至り、主伐及び花粉の少ない苗木等の植替えが行われることとなります。
- 3 このため、立木の売買契約を締結済みの森林であっても、実質的に、森林所有者に花粉の少ない森林への転換を働きかけ、森林経営計画の作成につながることをため、「植替活動金」の趣旨に反することはありません。

問5 立木買いをする者（素材生産事業者）と森林経営計画を作成する者（森林組合）が異なる場合、立木の売買契約の締結によって伐採は計画されたとみなせることから、当該契約締結後の森林組合による伐採計画を立てるための働きかけは、花粉の少ない森林への転換活動には当たらず、「植替活動金」の支援は不適當ではないか。

（答）

- 1 立木の売買契約が締結済みの森林における本事業の対象は、林業経営体等が「植替促進費」の活用を前提に当該契約を締結した森林に限っています。
- 2 立木買いをする者（素材生産事業者）と森林経営計画を作成する者（森林組合）が異なる場合、素材生産事業者は、本事業の活用を前提に立木の売買契約を締結しようとするならば、本事業の要件である森林経営計画の伐採及び造林計画の作成について、森林経営計画を作成する者（森林組合）と事前調整を行う必要があります。その後、素材生産事業者は、森林所有者に実際に働きかけ（本事業の活用の説明と立木の売買契約の交渉）を行い立木の売買契約の締結に至るとともに、森林組合が森林経営計画を作成することで、花粉の少ない森林への転換が確保されることから、「植替活動金」の趣旨に反するものではありません。
- 3 なお、「植替活動金」は、森林所有者に働きかけて森林経営計画を作成した者に支援するものであるが、今回のように、伐採の働きかけを行った素材生産事業者と森林経営計画を作成した森林組合が異なる場合は、「植替活動金」の配分について当事者間での調整

等が必要になると想定されるので、両者が事前に当該配分等に係る協定等を結んだ上で申請することが望ましいです。

問6 森林所有者及び立木買いをした素材生産事業者が本事業の活用を前提とせずに立木の売買契約を締結した後、森林組合がその森林で森林経営計画を作成し、伐採・植替えをする場合は、本事業の対象となるのか。

(答)

- 1 本ケースでは、本事業を活用しなくても立木の売買契約が成立していることから、本事業の対象とはなりません。

問7 立木の売買契約済みの森林で本事業を活用する場合、森林所有者及び立木買いをした素材生産事業者が本事業の活用を前提として売買契約を締結した場合に限られるが、本事業を活用しなければ伐採が進まなかったことや森林所有者の本事業活用の意思を証明する必要はあるか。

(答)

- 1 事業者の責任において、本事業の活用を前提に森林所有者へ立木の売買契約の締結を働きかけた日時と内容の記録や、立木の売買契約締結時の本事業活用に関する森林所有者の同意書など、対外的に説明可能な書類の整備をお願いします。

問8 立木買いをした森林における「植替促進費」の交付対象は、立木の所有権のある素材生産事業者等となるのか。

(答)

- 1 「植替促進費」は、伐採作業をチェーンソーで行わざるを得ない又は伐採地から集積地までの距離が離れているといった伐採コストの掛かり増し分を森林所有者に対して補填することにより、花粉の少ない森林への転換を促進するための経費であることから、立木を買い取った素材生産事業者等に交付されるのではなく、森林所有者への交付となります。

問9 素材生産事業者が森林所有者から土地・立木を購入した場合、土地の所有権を取得した素材生産事業者は「植替促進費」の交付対象となるか。

(答)

- 1 本事業では、林業経営体等（素材生産事業者）が森林所有者に対して、花粉の少ない苗木への植替えを行うよう働きかけを行い、その結果として（委託契約を結び）森林経営計画を策定・変更することにより「植替活動金」を交付することとなっています。

今回のケースでは、林業経営体等が、自身の森林について森林経営計画の策定・変更を行うことになるため、「植替活動金」の対象外となります。

また、「植替活動金」が対象外となるため、「植替活動金」とセットである「植替促進費」も対象外となります。